

平成 14 年 10 月 24 日

持続可能な開発に関する世界首脳会議の結果と今後の展望

第二研究部 環境グループ

研究員 斎藤晃太郎

グループマネージャー 工藤 拓毅

はじめに

去る 8 月 26 日から 9 月 4 日（首脳級会合は 9 月 2 日から 4 日）にかけて、南アフリカ共和国のヨハネスブルグで国連の持続可能な開発に関する世界首脳会議（World Summit on Sustainable Development : WSSD）が開かれた。会議には各国首脳および国際機関の長なども参加し、NGO や報道関係者も含めて 2 万人を超える人々が参集した。本会合では、1992 年 6 月にブラジルのリオ・デジャネイロで開催された UNCED¹において採択された「アジェンダ 21」²、そして 2000 年に開かれた国連ミレニアムサミットでのミレニアム開発目標（Millennium Development Goals : MDGs）³等によって提起されていた環境と開発を巡る様々な課題に対する現状と今後の方向性について議論が行われた。ここでは、本会合の目的、本会合にいたるまでの経緯、本会合での主要な論点および決定事項について、その概要をまとめる。

1 . WSSD の目的

WSSD の目的は、UNCED（「地球サミット」）において環境と開発分野における国際的取り組みの行動計画として採択された「アジェンダ 21」、また 2000 年の国連ミレニアムサミットで策定された MDGs など謳われていた貧困の撲滅、持続的な生産や消費のあり方（含エネルギー問題）、経済・社会開発の基礎となる天然資源の保全と管理、グローバル化する世界における持続可能な開発などに関する行動計画や、新たに生じた課題等について議論

¹ United Nations Convention on Environment and Development : 国連環境と開発会議（通称：地球サミット）

² 21 世紀に向けた環境と開発に関する世界の行動計画で、社会的・経済的側面、開発資源の保護と管理、主たるグループの役割の強化、実施手段の 4 つのセクションから成る。

³ 2000 年 9 月にニューヨークで開催され、147 ヶ国の国家元首を含む 189 の加盟国が参加した国連ミレニアムサミットにおいて採択された国連ミレニアム宣言と、1990 年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、開発のための共通の枠組みとしてまとめられたもの。MDGs は 2015 年までに達成すべき目標として（1）貧困と飢餓の撲滅、（2）普遍的初等教育の達成、（3）女性の地位向上、（4）乳児死亡率の削減、（5）妊産婦の健康の改善、（6）HIV/AIDS を中心とした感染症疾病の蔓延防止、（7）持続可能な環境の確保、（8）開発のためのグローバル・パートナーシップの推進、を掲げた。（8）には、政府開発援助の増額、市場へのアクセス拡大、債務管理を通じた国の持続可能性の強化が盛り込まれた。

するとともに、目標実現のためのより効果的な実施計画を検討することであった。

2. WSSD にいたるまでの経緯

(1) 国連の環境会議の経緯

国際連合における環境に関する会議の経緯を表 1 に示す。

表 1：国際連合における環境に関する会議の経緯

年月	会合名
1972年6月	人間環境に関する国連会議 (Stockholm)
1982年6月	国連環境計画 (UNEP: United Nations Environment Programme) 理事会特別会合
1987年	World Committee on Environment and Development (WCED) Report: 我ら共有の未来 (Our Common Future)
1992年6月	環境と開発に関する国連会議 (UNCED) (リオデジャネイロ)
1993年以降毎年	持続可能開発に関する委員会 (Commission on Sustainable Development: CSD)
1997年6月	リオ+5 国連特別総会
1998年12月	国連総会 (国連ミレニアムサミット)
2002年8-9月	持続可能開発に関する世界サミット (World Summit on Sustainable Development) (ヨハネスブルク)

1972 年 6 月に、「成長には限界がある」という認識⁴の基に、スウェーデンのストックホルムで開催された「人間環境会議」が、国連の環境に関する会議の始まりであるといえる。この会議では、公害のない豊かな人間生活を創り出すことを目的として「人間環境に関する国連会議宣言⁵」、「人間環境に関する行動計画⁶」が採択された。その年の国連総会において、ストックホルムにおける宣言と行動計画を実施に移すための機関の設立が決議され、同年 12 月に国連環境計画 (United Nations Environmental Programme: UNEP、本部ナイロビ) が設立された。同機関は、既存の国連諸機関が行っている環境に関する諸活動を総合的に調整管理するとともに、国連諸機関が着手していない環境問題に関して、国際協力を推進していくことを目的としている。

ストックホルム会議から 10 年後の 1982 年に、ケニアのナイロビで開催された国連環境計画特別理事会において、日本政府代表によって「環境問題について提言を行う委員会」の設置が提案され、1984 年に環境と開発に関する世界委員会 (World Committee on Environment and Development: WCED) が設置された。同委員会は、1987 年に、「我ら共通の未来 (Our Common Future)」と題する報告書を発表し、「将来の世代が自らの欲求を充足する能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を満たす」、いわゆる『持続可能な開発』の必要性を示した。

その後、冷戦終結と地球環境問題の顕在化という世界情勢を背景として、1992 年に約 180 カ国が参加して地球サミットが開催された。会議の中心テーマは持続可能な開発であり、具体的な課題は貧困の撲滅と生活水準格差の是正であった。そのために、先進国から開発

⁴ ローマクラブがマサチューセッツ工科大学のデニス・メドゥズ助教授らに委託した研究の成果をまとめた報告書「成長の限界」(1972 年)は、人口増加や環境悪化などの現在の傾向が続けば 100 年以内に地球上の成長は限界に達すると警鐘を鳴らし、地球の破局を避けるために、成長から世界的な均衡へと移っていくことの必要性が訴えられた。

⁵ 同宣言は、「人間環境の保全と向上に関し、世界の人々を励まし、導くため共通の見解と原則が必要である」として人種差別排除、天然資源の適切な保護等 26 項目の原則を表記した。

⁶ 「人間環境に関する国連会議宣言」に基づく 109 の勧告から成る。

途上国への ODA 等による資金移転の必要性が強調された。また開発途上国における適切な人口政策とあわせ、先進国の浪費的な生産・消費パターンの変革にも焦点が当てられた。会議の結果、「アジェンダ 21」、「環境と開発に関するリオ宣言⁷」の採択、気候変動枠組み条約と生物多様性条約の署名などが行われた。

「アジェンダ 21」において「持続可能な開発委員会」を設立することが提起されたのを受け、1993 年に、持続可能な開発委員会(Commission on Sustainable Development: CSD) が国連経済社会理事会の組織として設立された。同委員会は国連や専門機関加盟国の中から選出された国々で構成され、アジェンダ 21 の実施進捗状況の監視等を行うことを目的として 1993 年以降毎年開催されている。

地球サミットから 5 年後の 1997 年 6 月に、ニューヨークの国連本部において国連環境開発特別総会が開催された。本総会では、地球サミット以降の主要な取組みを点検するとともに、今後優先的に取り組むべき課題を明らかにするための議論が行われ、その成果として「アジェンダ 21 の更なる実施のためのプログラム⁸」が採択された。また「アジェンダ 21」に関する包括的なレビューの実施を 2002 年に行うことが示された。

こうした流れを受け、WSSD は UNCED 以降の 10 年間ににおける環境や開発に関する国際的な取組みをレビューするために、2000 年 12 月の国連総会(the UN General Assembly) においてその召集が決定されたのである。

(2) WSSD に至るまでの交渉の経緯

WSSD の開催に向けて、4 回の準備会合が実施された。また時期を同じくして、第 4 回 WTO 閣僚会議、および開発のための資金に関するハイレベル協議が開かれ、資金及び貿易問題で WSSD での交渉に影響を与える決定が行われた。それぞれの会議の概要について、表 2 に示す。

WSSD の準備段階では、特に資金及び貿易関連が大きな論点となった。第 3 回準備会合では、ミレニアム開発目標、開発のための資金に関するハイレベル協議の結果(モンテレイ・コンセンサス)、及び第 4 回 WTO 閣僚宣言(ドーハ宣言) 等の文書に盛り込まれた合意を越える内容を議長ペーパーに挿入することを主張する国とそれに反対する国との間で立場の相違がみられた。本会合からは、実施文書の素案を基に議論が行われた。途上国が主張している貧困撲滅のための基金設置の可否、持続可能な開発のための新たな組織的手当の是非等をめぐる「エネルギー」、京都議定書発効に向けた取組みを含めた「気候変動」、公海における水産資源の配分や保護区の設定等の「海洋」、ODA 目標を含む「資金」、途上国

⁷ 環境と開発に関する国際的な取組み実施のための指針となる 27 の原則が示されたもの。

⁸ 地球サミット以降の多くの成果は認めるものの、今日の持続可能な開発の全体的な状況は悪化していることを認め、グローバル・パートナーシップに立ち返って持続的な対話と行動について再びコミットする必要があるという決意が表明されるとともに、気候変動問題について気候変動枠組み条約の附属書 国に関し特定期間内の温室効果ガス排出削減目標の設定について言及されたほか、森林保全について国連の下に政府間フォーラムを設置して検討を更に進めていくことなどが明記された。

製品のマーケットアクセスや補助金等の「貿易」等が主な争点となっていた。

最後の準備会合である第 4 回準備会合では、前会合での争点のほか、特に資金及び貿易関連での各国の主張の相違が原因で交渉が決裂した。各国の主張がまとまらない分野については、複数の選択肢付きの実施文書案を作成し、ヨハネスブルク・サミットにて引き続き交渉を続けることとされた。

表 2 : WSSD に至るまでの交渉の経緯

会合名、開催日、および開催地	概要
第 1 回準備会合 (2001 年 4 月 30 日～5 月 2 日) (ニューヨーク)	・サミットに向けた準備プロセスを決定。
第 4 回 WTO 閣僚会議 (2001 年 11 月 9 日～14 日) (カタール、ドーハ)	・142 カ国の WTO 加盟国等が参加。 ・貿易と環境、電子商取引など幅広いアジェンダを内容とする新たな多角的通商交渉(新ラウンド)の立上げが盛り込まれた閣僚宣言(ドーハ宣言 ⁹)を採択。
第 2 回準備会合 (2002 年 1 月 28 日～2 月 8 日) (ニューヨーク)	・分野毎に国際社会全体がとるべき行動を提言として取りまとめた議長ペーパーと、サミットで取上げるべき主要テーマを提示。 ・WSSD において予定される成果として、政治文書 ¹⁰ 、実施文書 ¹¹ 、約束文書 ¹² を採択することを決定。
開発のための資金に関するハイレベル協議 (2002 年 3 月 18 日～3 月 22 日) (メキシコ、モンテレイ)	・先進国と発展途上国が新たなパートナーシップを構築しながら持続可能な開発のための資金を調達する旨が記載され、先進国側に「政府開発援助(O DA)の国民総生産(GNP)比 0.7%目標」の実現が要請された合意文書(モンテレイ・コンセンサス ¹³)を採択。
第 3 回準備会合 (3 月 25 日～4 月 5 日) (ニューヨーク)	・実施文書の素案である「編集文書」を基に議論を実施。 ・主な争点は、途上国が主張している貧困撲滅のための基金設置の可否、持続可能な開発のための新たな組織的手当の是非等をめぐる「エネルギー」、京都議定書発効に向けた取組みを含めた「気候変動」、公海における水産資源の配分や保護区の設定等の「海洋」、ODA 目標を含む「資金」、途上国製品のマーケットアクセスや補助金等の「貿易」等であった。
第 4 回準備会合 (5 月 27 日～6 月 7 日) (インドネシア、パリ)	・サミットで採択される予定の「実施文書」の取りまとめ、及び「政治文書」の要旨に関する討議を実施。 ・開発途上国に対する支援に関し、従来の国際的合意を超えた資金や貿易面での合意をめぐって、途上国と日米 EU 等先進国との間で意見対立がみられ、交渉は決裂。

⁹ ウルグアイ・ラウンド合意の農業協定に基づいて、2000 年から交渉が始められていた市場アクセス、輸出補助金、国内助成の各分野の保護水準削減に関する包括的な交渉をすすめていくことの合意が成立。EU の反対が強かった輸出補助金削減については、「段階的撤廃を視野にいれる」という文言を閣僚宣言に挿入することで合意が成立した。

¹⁰ 持続可能な開発実現に向けた各国首脳の決意を示す文書

¹¹ アジェンダ 21 の実施を促進するための取組みについての合意文書(WSSD Plan of Implementation)

¹² 各国、各界関係主体等によるイニシアティブの提案や決意表明を記載した文書

¹³ 欧州連合(EU)や米国が会議直前に政府援助の増額を発表した中で、ODA 予算額の減額方針を決めた日本にとって、応分の負担を求める内容であった。

3. 会議での交渉の流れと結果

会議に先立つ 8 月 24 日より、「実施文書」の内容に関し、事前の準備会合で合意に至らなかった「エネルギー」、「気候変動」、「海洋」、「資金」、「貿易」等の問題についての議論が開始され、9 月 3 日の内容合意に至るまで、持続可能な開発に関する将来的な方向性についての交渉が行われた。そして最終日の 9 月 4 日に「持続可能な開発に関するヨハネスブルク宣言¹⁴」と題された政治宣言と実施文書¹⁵が採択され、閉会した。また同時に、各国が今後自発的に取り組むプロジェクトを網羅した約束文書が登録された。

政治宣言では、生物多様性の損失、砂漠化、地球温暖化など従来から認識されている環境問題のほか、経済のグローバル化による利益とコストの配分など新たな問題の認識と取組みの必要性が言及された。

実施文書には、「貧困の撲滅」、「非持続可能な消費及び生産パターンの変更」、「経済・社会開発において基本となる天然資源の保護と管理」等のテーマに対する具体的な取組みの方向性が、10 章にわたって示された。

約束文書には、各国政府、国際機関、NGO 等が表明する取組みがとりまとめられた。日本に関しては、ODA の活用も考慮し、11 分野（科学技術、エネルギー、気候変動、森林分野等）で 30 のプロジェクト（WTO 関連のキャパシティービルディングや CDM 等）が登録された。表 4 に、日本政府が国連事務局への登録のため国連事務局に送付したプロジェクトの一覧を示す。

¹⁴ http://www.johannesburgsummit.org/html/documents/summit_docs/1009wssd_pol_declaration.doc

¹⁵ http://www.johannesburgsummit.org/html/documents/summit_docs/2309_planfinal.pdf

表 4：日本政府によるタイプ 2 プロジェクト
(国連事務局への登録のため国連事務局に送付した案件)

人間と希望 (Human and Hope)	
人への投資	アフリカにおける理数科教育のための能力開発 (Capacity Development for Science and Mathematics Education in Africa)
	中国「人材育成事業」 (Higher Education Projects in China)
	感染症対策人材育成 (Human Resource Development on Infectious Disease Control)
	シャーガス病対策プロジェクト (Chagas Disease Vector Control Projects)
	結核対策プロジェクト (Tuberculosis (TB) Control Projects)
知識	母子手帳プロジェクト (Maternal and Child Health (MCH) Handbook Projects)
	アジア太平洋環境開発フォーラム: 知識ネットワークと能力開発 (Asia-Pacific Forum for Environment and Development (APFED))
科学技術	統合地球観測戦略 (IGOS) パートナーシップ (Integrated Global Observing Strategy (IGOS) Partnership)
	アジア太平洋地球観測パイロットプロジェクト (Asia-Pacific Earth observation pilot project)
	科学技術による環境政策形成・実施の支援 (Asia-Pacific Environment Innovation Strategy Project (APEIS))
	地球地図 (Global Mapping)
自立と連帯 (Self Help and Solidarity) - 開発 -	
貿易・投資	貿易関連人材育成 (Promotion of WTO-trade related Technical Assistance and Capacity Building)
	WTO関連キャパシティ・ビルディング・イニシアティブ (WTO Capacity Building Initiative)
エネルギー	エネルギー理解促進イニシアティブ (Energy Literacy Initiative)
	北ルソン風力発電事業 (Northern Luzon Wind Power Project)
農業と食糧	NERICA (Renewable Energy based Rural Electrification) (離島用再生可能エネルギー発電) プロジェクト
NERICA (Dissemination for Food Security in Africa)	ネリカ米の普及に対する支援 (NERICA Dissemination for Food Security in Africa)
今日と明日 (Today's pleasure, tomorrow's plight) - 環境 -	
環境関連途上国支援	環境分野におけるガバナンスの改善 (Initiative for Good Governance in Environment: IGEN)
	環境関連人材育成 (Transfer of know-how held by Japanese local governments in the field of addressing environmental problems)
	環境分野における人材・組織の能力開発イニシアティブ (Initiative for Human and Organizational Capacity Development in Environmental Sector)
	途上国における人づくり (研究科学能力の向上) (Scientific Capacity Building for Sustainable Development in Developing Countries)
	フィリピン「北部パラワン持続可能型環境保全事業」 (Sustainable Environmental Management Project in Northern Palawan)
気候変動	アジア太平洋地球温暖化情報ネットワーク (AP-Net) を通じた気候変動地域戦略の強化 (Enhancement of regional strategy on climate change through the Asia-Pacific Network on Climate Change (AP-Net))
	CDM (グリーン開発メカニズム) キャパシティ・ビルディング・プログラム (Asia CDM Capacity Building Initiative)
森林	アジア森林パートナーシップ (Asia Forest Partnership (AFP))
生物多様性	重要生態系 (ホット・スポット) の保全 (The Critical Ecosystem Partnership Fund (CEPF))
	東アジア～オーストラリア地域における渡り鳥生息地の保全 (Conservation and Sustainable Use of Sites of International Importance to Migratory Birds in East-Asia, South East Asia and Australasia)
水	アジア水質ネットワーク (The Asian Water Quality Network: AQUA-NET)
	国際洪水ネットワークの構築 (International Flood Network) (IFNet)
	環境に優しい都市交通に関するバンコクイニシアティブ (Bangkok Initiative on Environmentally Friendly Urban

(出所) 外務省 Web サイト (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/wssd/type_2/)

(注 1) 平成 14 年 8 月 21 日現在

(注 2) は、8 月 21 日の「小泉構想 (「持続可能な開発」のための日本政府の具体的行動)」の中に盛り込まれたタイプ 2 プロジェクト

4. 本会合における主要論点と決定事項

今回の会議において最も重要な意味をもつ実施文書の策定段階では、京都議定書発効に向けた取組み、資金・貿易問題、エネルギー問題等が主たる論点となった。以下に、その内容と議論の結果について概説することにする。

(1) 京都議定書の早期発効に関する取組みについて

京都議定書（以下、議定書）は、気候変動枠組み条約締約国のうち 55 カ国以上が批准をし、かつ批准した附属書 国の 1990 年の二酸化炭素排出量の合計が、全附属書 国の合計排出量の 55%以上に達するという要件を満たしてから 90 日後に発効することになっている（議定書第 25 条）。WSSD 最終日から 90 日前にあたる 6 月 7 日時点で気候変動枠組み条約の締約国で議定書を批准していた国の数は 75 カ国、同時点で議定書を批准していた附属書 国¹⁶の 1990 年の二酸化炭素排出量合計は、全附属書 I 国合計の 35.8%であり、発効要件は満たされていなかった。したがって WSSD までに議定書を発効させようという目標¹⁷は、WSSD 開始前から達成できないことがわかっていた。そのため、WSSD における議定書発効問題に対する関心は、批准の表明をしていない国々の動向、ならびに批准しない態度を表明している米国・豪州の、実施文書の記載内容に対する対応にあった。

日本や EU など既に議定書の批准を行っていた国々は、議定書の実効性を高めるためにも、各国に対する批准を要求する文言を記載することを主張していた。一方、議定書からの離脱を表明している米国は、すべての国に対し批准を求めるような文言を認めることはできないと主張した。最終的な調整役には日本があたり、文言上で気候変動問題の重要性を明確にすると共に、「京都議定書の批准国は、未批准国に対し、そのタイムリーな批准を強く求める」との内容を盛り込むとともに、批准国が UNFCCC（気候変動枠組条約）における全てのコミットメントや義務を実現することが示された（第 4 章、パラグラフ 36）。

一方、会議の期間中に、ロシアが批准の方向で作業を進めていること¹⁸、カナダが国会にて批准を図る予定であることを表明¹⁹するなど、議定書が近い将来に発効する可能性が高まったことが認識された。また中国は、会期中に批准したことを発表した²⁰。

(2) 途上国開発援助、貿易問題について

先進国の途上国に対する政府開発援助等の開発途上国の開発促進に関する項目は、実施文書の第 9 章「実施の手段」に記載されている。ここでは、先進国の ODA 拠出目標達成や先進国における輸出補助金など自由貿易上の障壁の軽減へ向けた取組みを継続していくことが示されている。

a) 先進国の政府開発援助

¹⁶ 日本、EU 諸国は、それぞれ 6 月 4 日と 5 月 31 日に批准した。

¹⁷ 1999 年にドイツのボンで開催された COP5 でドイツのシュレーダー首相をはじめ多くの国の大臣たちが、「京都議定書を WSSD の開催期間中に発効させる」ことを呼びかけた。この目標は、2000 年のミレニアムサミットにおいても確認されていた。

¹⁸ カシヤノフ首相は 9 月 3 日の全体会合において、「ロシアは現在京都議定書の批准を準備中であり近々批准するであろう。」と述べた。

¹⁹ クレティエン首相は、9 月 2 日、今年の年末までに議会において京都議定書批准の可否に関する採決を諮ることを表明した。

²⁰ 朱鎔基首相は、9 月 3 日の全体会合において、同国が 8 月 30 日に京都議定書を批准したことを表明した。

交渉では、「ODA を国民総生産 (GNP) の 0.7% に引き上げる」という従来の国連の目標について、開発途上国側が達成期限を実施計画に明記するように要求した。これに対して先進国側が拒否姿勢を崩さなかったため、モンテレイ・コンセンサスを踏襲した上で、「(先進国に)『明確な努力』を促す」との表現にとどめることで合意された(第 9 章、パラグラフ 79 (a))。

b) 輸出補助金²¹

途上国側が先進国側に農産品への輸出補助金撤廃を要請していた貿易問題では、「段階的撤廃を視野に入れる」としたドーハ宣言を超える内容を盛り込むかが論点となった。開発途上国側は、環境破壊を引き起こす貧困の根絶のためには、開発途上国の産業の自立が不可欠であり、そのために配慮された貿易ルールが必要であることを主張した。

最終的には、既存の合意の実施が重要であるとする先進国側の主張により、「『ドーハ宣言』に従って」という表現を盛り込むことで合意した(第 9 章、パラグラフ 86 (c))。

(3) エネルギー分野について

実施文書においてエネルギー分野に関係の深い内容は、第 3 章の「非持続可能な消費及び生産パターンの変更」に、気候変動に関しては第 4 章の「経済・社会開発において基本となる天然資源の保護と管理」に記載されている。第 3 章は、各国・各主体が、資源の持続可能な消費・生産を実現するような社会の構築を目指して、今後 10 年間にわたり取り組むべき計画を策定することとした上で、再生可能エネルギーの導入や、よりクリーンな化石燃料活用のための技術開発、省エネルギーを促進する取組みを実施することが示されている。また第 4 章では、生態系や自然環境の保護と管理に関する取組みについて示されている。

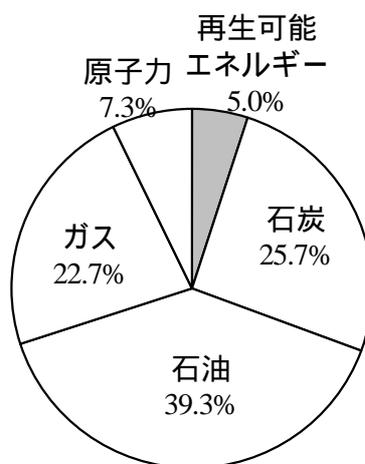
a) 再生可能エネルギー導入量の数値目標設定の可否

EU は、世界全体での再生可能エネルギーの導入目標量を設定することを強く主張し、2010 年までに世界全体で一次エネルギー総供給に占める再生可能エネルギーの割合を 15% にするとともに、先進国については 2000 年比で 2% その比率を高めるという目標提案を行った。国連の社会経済局が WSSD に向け 2002 年の 8 月 14 日に発表した報告書(「Global Challenge Global Opportunity Trends in Sustainable Development」)では、2000 年における全世界のエネルギー生産に占める再生可能エネルギー(水力、地熱、バイオマス(OECD

²¹ 国内産品の価格を引き下げて輸出競争力を高めるため、国が生産費用の一部を負担するものを指す。世界貿易機関(WTO)では、鉱工業品への付与は原則禁止され、農業分野では 1995 年から 6 年間で補助金支出額を 36%、補助金付き輸出数量を 21% 削減する措置が取られた。3 月に始まった WTO 農業交渉で、米国や豪州などの農産物輸出国が「貿易をわい曲する措置」として撤廃を主張した。欧州連合(EU)は農家保護を狙ってこれに反対してきたが、ドーハで採択された WTO 閣僚宣言では「段階的撤廃を視野に入れた削減を目指す」ことがうたわれた。

諸国) 風力、太陽光を含む)の割合は、約 4.5%であるとしている。また IEA の報告による全世界の再生可能エネルギー²²導入量をみみると、2000 年の実績で 5%となっており(図 1)、2010 年の見通しでもこの比率は殆ど変化しないという結果となっている。EU の提案における目標が、世界の再生可能エネルギー導入状況や将来見通しと比較して相当高いものであることがわかる。

図 1 : 世界の一次エネルギー総供給に占める再生可能エネルギーの割合 (2000 年実績)



(出所) International Energy Agency, World Energy Outlook2002 より、水力を再生可能エネルギーに含めて作成。

EU は、すでに EU 域内での目標²³を掲げており、域内の取組みを世界全体に適用しようと働きかけたとみられる。ノルウェー、ニュージーランド等も、期限付きの数値目標を掲げることを支持した。しかし、途上国はより野心的な期限付き目標を要求するグループと「エネルギーへのアクセスを優先させるべき」と主張するグループとに分かれるなど考え方を一本化することができず、日本²⁴、米国、オーストラリア、カナダは、各国の自然条件

²² 再生可能エネルギーは、水力、地熱、太陽光、風力、潮力、波力、および OECD 諸国におけるバイオマスを含んでいる。バイオマスには、薪炭等の伝統的なバイオマスエネルギー、生物由来の気体、液体燃料、産業廃棄物、および都市系廃棄物が含まれる。

²³ 2000 年に欧州委員会によって欧州議会および閣僚会議に提出された再生可能エネルギー指令案では、EU の一次エネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合を 2010 年までに 12%にするという目標が設定されている。

²⁴ 2001 年 6 月に総合資源エネルギー調査会、新エネルギー部会により発表された報告書「新エネルギー部会報告書～今後の新エネルギー対策について～」に示されている日本の一次エネルギー総供給に占める再生可能エネルギーの割合は、1999 年度実績が 4.9%、2010 年度の導入目標が 7%程度である。ここで、再生可能エネルギーは、供給サイドの新エネルギー(太陽光、廃棄物、バイオマス各々による発電と熱利

やエネルギー需給環境が異なる中での統一的な目標設定は合理的ではないとして、柔軟な対策の適用を主張した。

最終的には、EU が全体の中で孤立して他国の主張との相違を埋めることができず、「各国が国内政策と自主的目標の役割を認識しつつ」「再生可能エネルギーの世界全体における比率を十分に拡大する」という表記で妥協し、数値目標を明記しない形で合意がなされた（第3章、パラグラフ 19 (e)）。

b) 持続可能な開発の弊害となる補助金の段階的解消

持続可能な開発の弊害となるような補助金に関し、これを段階的に解消するという内容について、その文言記載の可否と予定表付の国家政策の採用について言及するかが論点となった。各国のエネルギー資源の状況に応じて、エネルギー供給を維持するために国内エネルギー産業の競争力を高めるような政策措置を維持したいという考えと、グローバル化の広がりの中で、競争条件をより緩和させたいという立場との対立である。

米国、日本、中国、オーストラリア、カナダなどが予定表の記載に反対する一方で、EU、ノルウェー、ニュージーランドは、エネルギー補助金の廃止は持続可能な開発を促すエネルギー供給の達成のための本質的な仕組みであると主張した。

最終的には「弊害のある補助金が存在する場合にはそれらの環境への影響を反映させるため、税制改革、および補助金の段階的廃止を含め、市場のシグナルを活用して市場における歪みを軽減する」との文言が採用され、具体的な目標や予定表は設定しないものの、問題があると認められる部分については是正していくという方向性で合意された（第3章、パラグラフ 19 (p)）。

5. 本会合の特徴と今後の展望

本会合を総括すると、環境の保全と開発を両立することの難しさを再認識するとともに、先進国と途上国間の経済格差の中で経済のグローバル化の進展が与える影響への対応など、新たな課題に対する対応の重要性が認識されたということがいえるだろう。

以下に、本会合の特徴として考えられることと、それらについての今後の展望についてまとめることにする。

(1) 環境重視から環境と開発重視へ

リオでの地球サミットにおいては「環境」と「持続可能な開発」が主たるテーマであったが、今回のサミットでは、持続可能な開発のために必要な社会的・経済的事項に、よりその焦点を絞った議論が展開された。この背景には、地球サミット後の世界的な経済不況もあり政府開発援助(ODA)など開発途上国への国際的資金の流れが縮小傾向にあるため、

用、風力発電、未利用エネルギーの利用、国産・廃材の利用)に水力発電(一般水力) 地熱を含めた数値である。

地球サミットでの約束が果たされていないとする途上国の不満の高まりがある。また途上国の不満の根底には、途上国側が、地球レベルの環境問題の解決と持続可能な開発を両立するためには先進国と途上国との経済的格差を是正することが必要であり、先進国は途上国の開発を促す働きかけをさらに拡大すべきであると認識していることが考えられる。

そのため、今後 10 年間にかけての実施計画施行過程においては、多方面における先進国の途上国に対する支援、もしくは開発を妨げない貿易ルールの構築等が争点になることが予想される。エネルギー分野では、先進国の開発途上国における再生可能エネルギーの導入、化石燃料利用における環境負荷低減技術の導入、効率の改善などの取組みに対して、その貢献度が問われる可能性が高い。

(2) 産業界の取組みの方向性

一方、本会合においては、産業界の参加が増加し、基金やパートナーシップなどの新たな枠組みの発足がみられた²⁵。これは、民間部門が持続可能な開発の必要性を認識する一方、グローバル化の拡大により多国籍企業のあり方が問われるとともに、企業の説明責任の重要性が高まりつつあることを反映していると思われる。このことは、今後の企業活動において環境をはじめとする「持続可能性」という要素を組み込み、実際のパフォーマンスを広く社会に伝えるような枠組みの必要性が求められることを示している。

(3) 気候変動問題への国際間協調の必要性

気候変動問題に関しては、ロシアやカナダが議定書の批准に前向きであることの意味表示がなされ、近い将来における議定書の発効がやや現実味を帯びてきた。また米国や豪州に対し、継続的に議定書への参加を働きかけることが計画に明記された。

一方で、今後の取組みに関しては、先進国と途上国間にある様々なギャップを埋めつつ、先進国が途上国に対して気候変動問題解決のための働きかけを行っていかなくてはならない状況も、今回の議論を通して窺い知ることができる。CDM 実行のためのルール構築やプロジェクトの運営を考えても、今回提起されている様々な持続可能性実現という尺度が今後の争点になる場合も想定される。そのため、気候変動問題の取組みを各国が円滑に行うには、途上国を含めた各国間の協力に基づく枠組みの構築が重要となる。その中でも、今回実施計画中に記載された米国の議定書復帰に対する働きかけは、今後の国際的な枠組み構築において重要な要素となる。

(4) アフリカで開催されたことの意義

今回の会合がアフリカで開催され、アフリカ地域への特別な配慮がみられたことは、「開

²⁵ 日米欧の電力事業者団体は、共同で意見書を発表した。その中で、先進国の電気事業者の目標として、「生活の質を向上するため、高信頼度で適切な価格で、環境にも責任を担った電気を供給すること」を明言した。また京都メカニズムが、開発途上国への技術移転の有効な手段であることを提示した。

発」を主眼とした本会合を特徴づけているといえる。実施文書においては、エネルギー分野で天然ガスの利用促進、再生可能エネルギーの導入促進に対する支援をすること、貿易分野でアフリカの最貧恵国からの先進国への輸出品に対し、ドーハ宣言の範囲内でその先進国市場へのアクセスを改善させること等を明記するなど、先進国からアフリカ地域への相対的に手厚い支援措置が盛り込まれた。

この背景には、重債務貧困国²⁶に指定されている国の大部分がアフリカ地域に集中していること²⁷、地球サミット以降、先進国と開発途上国間の南北格差が是正されていないという途上国側の主張があることに對し、先進国側が理解を示すという意味があったと考えられる。

おわりに

1972 年に、ストックホルムで環境と開発に関する国際的な取組みが始められてから今年で 30 年が経過したことになる。「人間環境会議」の開催当時には、環境問題といえば公害問題を意味し、その対応策は事後対策的なものであった。それから 20 年後のリオの地球サミット開催時には、環境問題は地球規模のものを指し、「持続可能な開発」という概念が一般的になるとともに、問題に対する利害関係者が多様であるため統合的な対策が求められるようになった。

地球サミットから 10 年が経過する間に、「持続可能な開発」実現への取組みとして、その理念だけではなく、その実施手段としての開発に関する新たな資金源²⁸の確保が模索され、民間資金の活用を含む新たな手法²⁹の導入が検討されてきた。

2002 年 3 月には、モンテレイにおいて米国や EU が ODA 増額の意思表明を行った。この背景には、2001 年 9 月 11 日のテロ事件によって、グローバルガバナンスの重要性に対し各国の指導者が認識を深めたことの影響が少なからずあると考えられる。

今後は、持続可能で、かつ公正で安定した世界システムを確立するという大命題の実現のための取組みを、先進国と途上国間の経済格差が依然として存在する中でどのように実施していくかが問われることになる。そのため、「アジェンダ 21」、および今回の会合で採択された「実施文書」の実行状況を検証する仕組みの構築は重要な課題である。そして先進各国は、持続可能な開発の実効性を高めるため、今まで行ってきた支援措置の機能と役割を評価しつつ実行していくことが肝要である。

²⁶ Heavy Indebted Poor Countries : HIPC. 1996 年に IMF 及び世銀により認定された。認定の基準は、1993 年の一人当りの GNP が 695 ドル以下であり、1993 年時点での現在価値での債務合計額が輸出金額の 2.2 倍以上、もしくは GNP の 80% 以上である国。

²⁷ 全世界で 42 カ国あり、内 34 カ国がアフリカ地域にある（2002 年 3 月現在）。

²⁸ 世界銀行や国連開発計画による地球環境ファシリティなどが挙げられる。

²⁹ 京都議定書における京都メカニズムなど。

参考文献

- 1) the International Institute for Sustainable Development, Earth Negotiations Bulletin, Vol22, No.41 ~ No.51, 2002
- 2) World Summit on Sustainable Development Plan of Implementation, Advance unedited text, 4 September 2002
- 3) World Summit on Sustainable Development Plan of Implementation, Advance unedited text, 12 June 2002
- 4) United Nations Department of Economic and Social Affairs, Global Challenge Global Opportunity Trends in Sustainable Development, August 2002
- 5) UNFCCC, Kyoto Protocol Status of Ratification Last modified on 27 September 2002, <http://unfccc.int/resource/kpstats.pdf>
- 6) 日本政府代表団、持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグ・サミット)(概要と評価)、平成 14 年 9 月 4 日、
- 7) 昭和シェル石油株式会社、Quality、No.141、2002 年
- 8) 地球産業文化研究所、ニューズレター、2002 年 5 月
- 9) 桜美林大学産業研究所、産研通信、No.52、2002 年 1 月
- 10) 総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会、新エネルギー部会報告書～今後の新エネルギー対策について～、2001 年 6 月

お問い合わせ : ieej-info@tky.ieej.or.jp